

「犯罪収益移転防止法」に基づく申告事項 (法人のお客さまのみご回答ください)

貴社の実質的支配者をご申告いただくため
以下の設欄にチェックの上、ご記入ください。

貴社名

スタート

貴社は国・上場会社等ですか
(国には地方公共団体・独立行政法人を含み、
上場会社等とは上場会社およびその子会社をいいます)

はい いいえ

証券コードを記入してください
(上場会社の子会社の場合は
親会社名および証券コード)

--	--	--	--

貴社は株式会社または有限会社ですか

はい いいえ

裏面にお進みください
(合名会社、合資会社、合同会社、
一般社団法人、一般財団法人等)

貴社の議決権総数の 1/2 または 1/4 を
超える議決権を直接・間接(注1)保有する
個人・国・上場会社等が1名以上いますか

はい いいえ

1/2超がいる 1/2超はないが
1/4超がいる

出資・融資・取引その他の関係を通じて
貴社の事業活動に支配的な影響力を
有する個人・国・上場会社等がいますか
(形式的に該当しても事業経営を実質的に支配する意思または
能力を有しない事が明らかでない場合は「いいえ」としてください)

はい いいえ

符号 ①

1/2超の個人・国・上場会社等を
下欄にご記入ください

符号 ②

該当する個人・国・上場会社等の
すべてを下欄にご記入ください

符号 ④

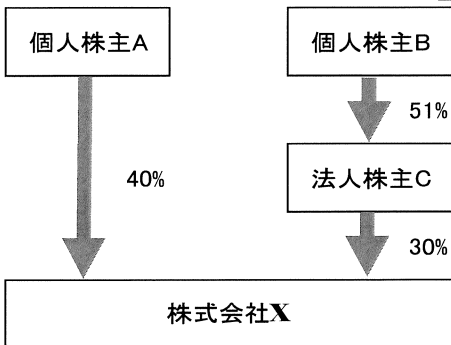
貴社を代表しその業務を
執行する個人の氏名、生年
月日、住居を下欄にご記入
ください

「外国政府等において重要な地位を占める方」(過去において該当する方も含みます)または「その家族に該当する方」がいっ
しゃれば、○印をつけてください。詳細は裏面下段※2、3をご参照ください。

個人の場合 氏名 国・上場会社等の場合 名称	符号 ①~④	生年月日 (個人のみ)	個人の場合 住居 国・上場会社等の場合 本店または主たる事務所の所在地	証券コード (上場会社の子会社の場合 親会社名および証券コード)

(注1)間接保有の例

このケースでX社の議決権の1/4超を有する「実質的支配者」はA、Bの2名と
なります(法人は国・上場会社等を除いて実質的支配者にはなりません)。



☞個人株主BはC社を完全支配している(C社の株式を50%超
保有している)。その結果、BはX社の議決権の30%を間接的に所有する「実質
的支配者」となります。なお、個人BがX社の株式を直接所有している場合は当該直接
所有分も上記間接所有分に加算した上で25%を超えているか
否かを判断する必要がありますのでご注意ください。

☞議決権の直接・間接保有に関する、より詳細な説明は「ご利用
マニュアル」をご覧ください。

この用紙は「ご利用マニュアル」の記入例に掲載しているものと若干様式が異なりますが、ご申告頂く内容は変わりませんのでご了承願います。

以下、ご回答いただく必要があるのは、資本多数決法人以外(合名会社、合資会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人等)の方のみです。

貴社の事業から生ずる収益または当該事業に係る財産総額の 1/2 または 1/4 を超える収益の配当または財産の分配を受ける権利を有している個人・国・上場会社等はいですか

1/2超がある

1/2超はないが 1/4超がある

いいえ

1/2超の個人・国・上場会社等を
下欄にご記入ください

符号
a

該当する個人・国・上場会社等の
すべてを下欄にご記入ください

符号
b

出資・融資・取引その他の
関係を通じて貴社の事業活動
に支配的な影響力を有する
個人・国・上場会社等はい
ますか(※1)

いる いいえ

上記以外に出資・融資・取引その他の関係を通じて貴社
の事業活動に支配的な影響力を有する個人・国・上場
会社等があれば下欄にご記入ください

符号
c

該当する個人・国・上場
会社等のすべてを下欄
にご記入ください

符号
d

貴社を代表しその業務を
執行する個人の氏名、生年
月日、住居を下欄にご記入
ください

符号
e

「外国政府等において重要な地位を占める方」(過去において該当する方も含みます)または「その家族に該当する方」がいっ
しゃれば、○印をつけてください。詳細は下段※2、3をご参照ください。

	個人の場合 氏名	符号 (a~e)	生年月日 (個人のみ)	個人の場合 住居	証券コード (上場会社の子会社の場合 親会社名および証券コード)
	国・上場会社等の場合 名称			国・上場会社等の場合 本店または主たる事務所の所在地	

(※1)形式的に該当しても事業経営を実質的に支配する意思または能力を有しないことが明らかな場合は、「いいえ」としてください。

(※2)「外国政府等における重要な地位」とは以下の地位をいいます(犯罪収益移転防止法施行規則第15条)。

1. 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
2. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
3. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
4. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
5. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
6. 中央銀行の役員
7. 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(※3)「その家族に該当する方」とは、上記の「外国政府等において重要な地位を占める方」の「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子」をいいます(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項第2号)